

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名

滋賀県長浜市教育委員会

概 要

モデルスクールの概要（平成 28 年 3 月 18 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	長浜市立古保利小学校	95 名	18 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

- (1) 本校は、個別の指導計画を立て特別な教育的支援を行っている児童の割合が、全国平均とされる6.5%を超え、年々増加傾向にある。そうした状況から、個に応じた指導・支援の充実が求められている。
- (2) 学校では特別支援教育コーディネーターを2名配置し、個に応じた教育内容や指導方法の工夫・改善に努めているほか、特別支援教育に関わって各関係機関と連携を図り、小規模校の良さを生かしたきめ細やかな指導を行っている。また、通級指導教室を併設し、近隣の小学校から通級指導教室対象児童を受け入れている。
- (3) 22条の3に規定する特別支援学校への就学要件を満たす障害のある子供が、地域の学校で学ぶために必要な「基礎的環境整備」「合理的配慮の在り方」「合理的配慮を実践するための体制」などについて、さらに研究を深めている。
- (4) 校内研究のテーマを「児童一人ひとりの教育的ニーズに応える支援の在り方」と設定し、「合理的配慮」の実践を推進したり、「合意形成」に至るまでのプロセスを研究したりするなど、特別支援教育の充実を図っている。

平成26年度から2年間モデル校として本事業を実施する中で、障害のある子供と障害のない子供が、共に学ぶ体制作りを研究、推進していき、長浜市におけるインクルーシブ教育の推進、支援の充実と指導方法の開発につながるものと期待して、モデル校に指定した。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

- (1) 本事業にかかわって研究を推進するための指導・助言を学校に行った。特に検討委員会で専門家より助言いただいた教育支援内容について、学校の相談役となった。
- (2) 日々の取組状況について定期的に学校へ行き、状況を把握すると共に指導・助言を行った。
- (3) 特別支援学校のセンター的機能を活用・充実させるための連携体制の仕組みを作った。

【モデルスクールとして行った取組】

(1) 合理的配慮の充実に向けた取組

- ①検討委員会を設置し、対象児への指導内容や課題、交流学級や通常学級における対応、学校全体の取組について具体策を検討した。また、全校校内研修会を開催し、実践の経過や課題対応策について、全職員で共通理解し実践した。
- ②合理的配慮協力員は、対象児の観察記録をもとに、必要な合理的配慮の検討や教具の作成などについて、担任と共に取り組み、支援を実施した。
- ③校内研究と一体化し、「学びにおけるわかりやすさ」の追求をテーマに据えて、ユニバーサルデザインの授業づくりに継続して取り組み、どの子にもわかりやすい手立てや支援の必要な児童に対して合理的配慮を行った。
- ④「子供たちにとって、わかりやすい学校生活づくり」をめざして、環境整備や特別活動等の活性化を図った。

(2) 事例の対象となる児童に対する「合理的配慮」の取組

- ①専門家の指導の下、個別の支援計画・指導計画を作成し、検討委員会にて定期的に計画・検証・改善策の検討を行った。
- ②個別の支援計画をもとに保護者と懇談を重ね、学校と家庭が連携して適切な支援を行った。
- ③先進校に学び、また専門家の助言を受け、教育課程の編成および教材等の工夫及び教職員を対象とした資質向上研修等、合理的配慮協力員を中心に行った。

3. 成果及び課題

【成果】

(1) 合理的配慮の充実に向けた取組

- ① 検討委員会を設置し、特別な支援の必要な児童の課題と対応策について検討することにより、合理的配慮のあり方が明確になってきた。また、個別指導計画がより具体的なものになり、実践の経過や課題対応策について、全職員で共通理解することができた。
- ② 全教職員の共通理解を図ることにより、多くの教職員がより適切な支援に取り組むようになった。また、合理的配慮協力員は、必要な合理的配慮の検討や教具の作成などについて担任と共に取り組み、交流学級での対応がスムーズになった。
- ③ 「子供たちにとって、わかりやすい学校生活づくり」をめざして、特別活動の活性化を図り、児童の自治的な力をつけることができた。
- ④ 環境整備においては、各教室の掲示物を視覚的に分かりやすく整理し、視覚的にかつ具体的に伝える支援の工夫ができた。
- ⑤ 校内研究と一体化し、「わかりやすい授業」「授業における合理的配慮」の実践を推進できた。

(2) 事例の対象となる児童に対する「合理的配慮」の取組

- ① 対象児の実態を把握し、専門家の指導の下、個別の支援計画・指導計画を作成した。また、保護者との日常的な懇談を重ね、学校と家庭が連携して適切な支援を行うことができた。
- ② 対象児の興味・関心のある教科の教育課程を見直し、対象児の学習のねらいを交流学級のねらいに組み込ませて実践する交流および共同学習の研究が進んだ。
- ③ 保護者との合意形成までのプロセスをシステム化することにより、効果的な指導をすることができた。

【課題】

- ① 通級指導教室との連携を密にし、支援体制づくりや関係機関との連携を一層強化することが必要である。年度当初に各児童の目標・指導の方向、家庭との連携について年間計画を立て実践してきたが、さらに計画的に行っていく必要がある。
- ② 対象児が交流及び共同学習において生き生きと学ぶためには、その内容や参加の方法について検討したり、教育課程の見直しも行いながら、適した教具や教材等の工夫をしたりすること等が不可欠である。そのために、特別支援学級の担任と交流学級の担任が情報交換し、話し合う時間を放課後に定期的に設けた。また、専門的な指導が必要な場合は、特別支援学校の教員を招いて指導を受けた。今後、特別支援学校とさらに連携を強化するために、職員間の交流がスムーズにできる体制づくりが必要である。
- ③ 効果的な合理的配慮を行うためには学級全体の安定が欠かせない。特別な支援を必要とする児童が多く在籍する学級では、個々への合理的配慮のベースとなる温かな学級づくりに留意することが重要である。
- ④ 様々な子供達が在籍する通常の学級において、一人一人が力をつけていくためには、目標に向かって個に応じたアプローチの仕方が必要となる。しかし、周りと同じ学習方法を望まれる保護者も多く、子供の特性を理解していただき、学習方法を決めるまでの合意形成が難しいケースがある。